

旅客連絡運輸規則の一部改正（2021 年 2 月 10 日九州旅客鉄道株式会社公告第 15 号）

（2021 年春のダイヤ改正に伴う一部改正）

現 行	改 正
（略） （接続駅の選択） 第 78 条 <u>次の各号の区間に発着する乗車券を所持する旅客は、当該各号に掲げる駅のうち、任意の駅で連絡乗車することができる。</u> (1) 西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅 と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との相互間 } <u>三ノ宮駅又は元町駅</u> (2) 旅客会社線各駅と新今宮接続南海電気鉄道株式会社線各駅との相互間（定期乗車券を所持する旅客を除く。） } <u>新今宮駅又は難波駅</u> （注） <u>各号の</u>「各駅」とは、規程別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。 （略） （連絡会社線の連絡取扱駅における旅客会社線急行券等の発売） 第 106 条 別に定める連絡会社線の連絡取扱駅においては、旅客会社線及び連絡会社線区間を通じて乗車する旅客（乗車券を併用する旅客を含む。）に対し、旅客規則第18条第 2 号から第 6 号までに規定する旅客会社線区間の乗車券類（以下「旅客会社急行券等」という。）を発売する。 （注）「別に定める連絡会社線」とは、旅客連絡運輸取扱基準規程（1987年 4 月営達第17号）第44条付表 <u>2</u> に掲げるものをいう。 （略）	（略） （接続駅の選択） 第 78 条 <u>西日本旅客鉄道株式会社線神戸・姫路間各駅と三ノ宮接続阪神電気鉄道株式会社線各駅との相互発着となる乗車券を所持する旅客は、三ノ宮駅又は元町駅のうち、任意の駅で連絡乗車することができる。</u> （注） 「各駅」とは、規程別表の連絡運輸区域の部に掲げる各駅をいう。 （略） （連絡会社線の連絡取扱駅における旅客会社線急行券等の発売） 第 106 条 別に定める連絡会社線の連絡取扱駅においては、旅客会社線及び連絡会社線区間を通じて乗車する旅客（乗車券を併用する旅客を含む。）に対し、旅客規則第18条第 2 号から第 6 号までに規定する旅客会社線区間の乗車券類（以下「旅客会社急行券等」という。）を発売する。 （注） 「別に定める連絡会社線」とは、旅客連絡運輸取扱基準規程（1987年 4 月営達第17号）第44条付表 <u>3</u> に掲げるものをいう。 （略）

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（1987 年 4 月 1 日公告第 15 号）の一部を次のように改正し、2021 年 3 月 13 日乗車となるものから施行します。ただし、第 78 条の改正規定は 2021 年 3 月 13 日から施行し、第 106 条（注）に関する改正規定は 2018 年 3 月 17 日から適用します。